

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年7月3日（平成30年（行情）諮問第279号）及び同年  
11月20日（同第517号）

答申日：平成31年3月26日（平成30年度（行情）答申第535号及び同  
第538号）

事件名：特定期間の保護観察官専修科研修考試問題等の一部開示決定に関する  
件  
特定期間の保護観察官専修科研修考試問題の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定（平成30年3月26日付け法研企第25号による不開示決定を、以下「原処分1」といい、同年7月3日付け法研企第68号による原処分1の変更決定を、以下「原処分2」といい、「原処分1」と併せて「原処分」という。）については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月26日付け法研企第25号により法務総合研究所長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（平成30年（行情）諮問第279号（以下「諮問第279号」という。）の関係。原処分1）及び同年7月3日付け法研企第68号により処分庁が行ったその変更決定（平成30年（行情）諮問第517号（以下「諮問第517号」という。）の関係。原処分2）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料については省略する。

(1) 審査請求書1（以下、審査請求書1による審査請求を「審査請求1」ともいう。）（諮問第279号関係）

私（審査請求人を指す。以下同じ。）が3月初めにH（平成の略語。以下同じ。）23～H29の保護観察官専修科研修考試問題及びその解説で残存するもの全部を請求したところ、3/14の16:46に企画

課の職員が私の携帯に架電し、取り下げろ等と述べてきた。（別添CDに会話を焼いておいた。）この者が言うには、保存期間が満了し、あとかたもなく紙ベースも電子データも消し去ったということであるが、明らかに合理性がない。例えばH29の同研修は11月～12月中旬に行われており、3か月も経っていない。行政文書を廃棄するには総理大臣の承認が必要なはずであり、GIMA等でその手続をするものだが、わずか3か月の間に、総理大臣の承認を得て、紙も電子データもあとかたもなく消去する等、不可能と思われる。また、考査問題を作成する上で、法総研の教官が過去問を全く参照せず、取りかかるとは考え難い。難易度にバラつきがでないよう過去問を参考にした上で、普通は問題を作成するはずだ。今年と同研修の教官は全く過去問を参照することなく考査問題を作るというのか。そんなことは常識ではあり得ない。

このことから、全く文書が存在しない等ということは明らかに非合理的であり、うそをついているものと思われるので、しっかり探した上で、開示するようにしていただきたい。また、私は今まで様々な役所に情報公開請求をしてきたが、電話をかけてきて、取り下げろ等と言われたのは初めてである。仕事をやるのが面倒くさいからいい加減な対応をしているのではないか。

裁決が出るのに半年もかかるようでは無意味なので、1か月程度で結論を出していただきたい。私はただ過去問が欲しいだけであり、印紙も払っており、情報を入手する権利がある。

(2) 審査請求書2（以下、審査請求書2による審査請求を「審査請求2」ともいう。）（諮問第517号関係）

2に記載の通知書（原処分2に係る行政文書開示決定通知書を指す。）は開示決定となっているが、実質、非開示決定であり、むしろ何を開示するつもりでいるのか意味不明であるところである。

当初、文書は全て廃棄し、一切存在しないと担当の特定職員は言い張っていたがうそであったことが判明したものであり、このように、本来の不服申立てが大幅に遅らされたことに抗議する。その上で、今回の不開示とした理由について全く合理性がないので、全部開示とすべきである。不開示の理由として将来の出題内容が容易に推測され、研修員が真摯に研修を受講しなくなり、研修効果の測定が困難となる等とある。しかしこれは的外れである。そもそも毎年同じような基本的な問題を出しているならば、前回の同研修を受けた者から今回同研修を受ける者にある程度の情報が伝えられることは想像するに難しくなく、その時点で、どのような問題が出題されるであろうか推測できるものである。また、物好きな者によっては記憶の範囲内ではあるが問題を復元することもあり、次年の者に引き渡すことも十分にあり得ることだ。そしてここで問題と

なるのは情報格差が生ずるということである。すなわち、大規模庁に勤めている者と、小規模庁に勤めている者とでは前年度に同研修に参加した者から、情報を受けられる可能性が著しく異なる。小規模庁に勤務する者は前年度にも、前々年度にも、それ以前にも、同研修に参加した職員が庁内にいないこともあるわけだが、大規模庁に勤務する者は前年度、前々年度に同研修に参加した職員が庁内にいる可能性が高いことから、当然考試について話題が及ぶものだから情報を得られる。このことから情報格差ありきの考査となっており、不公平を前提とした研修効果測定となっているのが現状であると考えられる。そんなものどこが適正な研修効果の測定なのか。

また、真摯に研修を受講しなくなるおそれがあるとのことだが、この研修の参加者は小学生や中学生ではない。職務専念義務という法（原文ママ）に基づく義務を負った国家公務員が参加するものである。

職務専念義務がある以上、試験内容が予想できようができませんが、試験に関係あろうがなかろうが全力で真摯に受けるものである。このことは当然のことであり、法務総合研究所の担当者である特定職員はどういうつもりで試験内容を予想できると真摯に研修を受講しなくなる等とほざいているのか。

以上より、不開示の理由には全く合理性が無いので取り消していただきたい。

また、去年（平成29年を指す。）、再犯防止推進法が施行されたことから、国民の更生保護の関心も高まっているものであり、その一躍を担う保護観察官のための研修における考査問題がどのようなものか公開することは、非常に意義がある。国民から、例えば「ここをもっと重点的に出題したほうが良い」とか、「行政マンなら行政法も取り入れるべきだ」等の声を反映させるとことができ、一層、民意に沿った、国民が求める知識をも備えた役人養成の機会を確保することが可能となる。

国民の声にさらされる方が、それこそ、適正な人事管理に資する。ましてや、存在しない等と嘘をつき、実はありました等と、でたらめな文書管理をやっているような役所＝法総研（法務総合研究所を指す。以下同じ。）が国民の声に全くさらされないような研修を続けていることの方が間違っている。

- ① 出題内容が推測されることにつき、職員間で情報伝授が庁内で行われていることから非公開にしても無意味であるどころか小規模庁勤務の者にとって情報格差の不利益を避ける手段を奪うことになり不公平であること。
- ② 国家公務員法により職務専念義務が課された者が同研修に参加するわけだから、研修を真摯に受けない等あり得ないこと。

- ③ 再犯防止推進計画等が叫ばれている中、その一躍を担う保護観察官を対象とする研修の考査内容を公開することは国民の更生保護への関心を高め、その声にさらされることで、一層の意義が高まり得ること。
- ④ 文書が存在しないとうそをつき、実は文書はありました等とでたらめな文書管理をやっているような役所の表彰、昇給等対象者選定など信用できないことから、少しでも国民の目にさらされるよう考査問題を公開すべきであること。
- ⑤ 基本的な内容ならば答えられてしかるべきであることから試験対策がなされること自体は何等悪いことでなく、むしろ有意義であること。以上より、全部公開とすべきである。

(3) 意見書1 (諮問第279号関係)

審査会の方々に申し上げたいこととして、まず私は別添の法研企第25号(3/26付け。原処分1)のものに対して、別添のとおり、4/2付けで審査請求をしました。それを受けて、法務省は7/3に審査会に別添の法務省秘公第32号のとおり諮問をしました。

ところが、同日付けで、法務総合研究所が別添の法研企第68号(原処分2)のとおり、処分を変更したわけです。

でたらめな対応をしておきながら法総研の担当者である特定職員は私に謝罪の電話の一つも入れず私が同処分を知ったのは7月7日でした。

そして7月8日から3か月間は審査請求をすることができます。

法総研は自分が怠惰な仕事をして、ミスをしたにもかかわらず、私が審査請求をしていないものに関してまで、図々しくも審査会に正当性を判断させて、不可変更力を生じさせ、これから私が行う審査請求の意義を失わせようと目論んでおり、極めて不当な対応だと思えます。

私が審査請求をしたのはあくまで法研企第25号に対するものなので、審査会が審査するものもその範囲に限るべきです。私が自らの不服申立ての期間の利益を放棄してまで、失態を行った法総研に合わせる理由はありません。ましてや謝罪もしないような奴にはなおさらです。後付けで出しておきながら、それについてまで判断を求めるなど図々しいものです。これは私の不服申立ての期間を無視した人権侵害であり、もし審査会が法研企第68号についての正当性云々についてまで今回判断するのであれば、人権侵害であるとし、国家賠償請求を提起するつもりです。

それでは既に処分変更された法研企第25号について審査することに、どのような意味があるのかと思われるかもしれません。何か意味があるのかと。

しかし、それは全て、法総研の担当者である特定職員のデタラメな対応が招いたことであり、私に非は一切ありません。

今回、私の法研企第25号に対する4/2付けの不服申立書を受けて

うそを認めて行政文書が存在したことを明らかにしたのであれば、それまでです。おそらく、総理大臣の承認を得ずに文書廃棄をしているのではないかという指摘を受けて白状したのでしょうか。

自衛隊の日報問題にも相当する失態を犯しておきながら、特定職員は謝罪もしないので非常に腹が立ち、私は、今回の件を徹底的に追及し、国家賠償請求を視野に入れております。

審査会の方々には、理由中に、いかに法総研の対応が不当であったかを示していただきたいと思えます。それも一資料として活用させていただきます。よろしくお願いいたします。

#### (4) 意見書2 (諮問第517号関係)

私が審査会の方々に申し上げたいこととしては、まず、存在する文書を存在しない等と通知した法務総合研究所の文書管理の在り方がいかに怠惰で、出たら目なものであったか、それにより私は多大な迷惑を被り、本来の不服申立が遅延させられたのみならず、法務総合研究所や保護局から請求を取り下げろだの謝罪しろだの不当な圧力をかけられ、結果、失業までさせられ、非常に頭にきております。

さて、本題ですが、私の主張は、法務省が提出した理由説明書(諮問第517号)記載の①～⑤のとおりですが、基本的な問題が繰り返し焼き回しされているならば、研修生がその内容を復元することはさほど困難ではありません。

難問・奇問ならばまだしも、使いまわしされている基本的な問題ならば、この研修に参加する者の大半が20代、30代という認知機能が低下していない年代ですので、復元は十分可能です。

考試の日程に鑑みても、一日に多数の科目が実施されるわけでもなく、1週間に1、2科目程度なわけです。(別添日程表をご覧ください。今年度(平成30年度を指す。)の研修の日程表です。)

したがって、復元内容が、到底正確なものとはならない等言えないと思えます。

私は実は7月中旬頃に別添のとおり、この研修の過去問なるものを特定保護観察所内において入手しました。

この過去問が法務総合研究所の保有する過去問と同一のものかは分かりませんが、別添のものはどうやら出回っているようです。

法務総合研究所の職員が個人的に流した物が出回ったのか、研修生が記憶をもとに作成した物が出回っているのかのどちらかでしょう。

審査会の皆様にはインカメラ審理の権限があるはずですので、この別添の過去問なるものと、法務総合研究所が保有するものがどの程度一致しているか検証願います。

同一か、或いは、同じような内容であるならば、私が主張するとおり、

情報伝達が職員間でなされるので、非開示にすることは無意味であるばかりか、大規模庁と異なり、小規模庁に勤務する職員については周囲に同研修に参加した職員がいない可能性も高く、情報伝達を受けられないことにより、情報格差による不平等が生ずるものです。

なお、この過去問なるものは、今回の研修に参加した筈の特定保護観察所の職員2名にも、9月に私が印刷して渡しておりますので、確実に不平等が生じていることとなります。

したがって、今後は一般開示に付すことが公平であると考えられますし、研修効果を測定する上でも、当然、公平性が前提になればなりません。

また、職務専念義務について、法務省はこれを軽く考えているように見受けられますが、これは国家公務員法に基づく法的義務であり、例えば考試の無い科目であっても、真剣に研修生は受けなければなりません。任用時に、宣誓もしているはずで、軽くはない、軽くはないのです。職務専念義務というものは。

そもそも、何故過去問を開示すると、研修生が試験問題対策に傾注すると言えるのか、その論理もよく分かりません。こうも考えられませんか。

試験問題が開示されないからこそ、何が出題されるか分からず、試験のない科目の授業時間において、その授業をろくに聞くことなく、隠れて、試験科目の勉強をする研修生もいるのではないかと。後方の席等に座る研修生はそれが容易にできます。

このことから、過去問を開示することと、研修生が試験対策に傾注することは別次元の話であり、関係ないと思います。

また、基本的な法令や制度の着実な理解をすることなく高い正答率を得られるとありますが、基本を理解していなければ、試験で高い正答率を得ることなど不可能ですし、逆に高い正答率を得る者は、相応の基礎が身につけているものです。

例えばTOEICは繰り返し過去問をやっていればかなりの高得点を得られるようになりますが、その点数が真の英語力とは言えないとはいえ、基礎は養われます。

TOEICにおいて過去問を徹底的にやった者が800点を取ったとして、基本的な英語を理解することなく、その点を取ったと言えるのでしょうか。基礎は培われている筈です。

TOEICを例に出しましたが、このことは他のあらゆる試験において言えることです。

このことから、試験対策をすること自体は基本を身に着ける上で何等悪いことではないと言えます。

そもそも基礎が身につけていないのに高得点が取れるような試験であるならば、それ自体改善すべきだと思いますが・・・。

その点も含めた上で、私は、過去問を一般開示することは、再犯防止推進計画等が叫ばれている中で、この研修のコストを負担している国民の更生保護への関心を高め、例えば、「行政マンなら行政法も試験科目とすべきだ」「何故刑法を試験科目に入れないのか」「ここを改善すべきだ」等の声を引き出すことができ、この研修をより一層意義のあるものへと高め得ると考えます。

ましてや、自衛隊の日報問題が話題であった時期に、同じように、存在する文書を存在しないと通知するような役所は、国民の目に少しでもさらされ、その怠惰な体制を改善していく必要もあります。

法務総合研究所は自分のミスを帳消しにしようと、私に圧力をかけ、揉み消そうとしてきました。

私は保護観察官として一生懸命仕事をやってきましたが、失業させられました。

審査会の皆様には、これまでの経緯を踏まえて、いかに法務総合研究所が不当な対応をしてきたかということと言及の上、保護観察官専修科研修の過去問の全部開示の決定を出していただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書1（諮問第279号関係）

(1) 本件は、平成30年2月22日（法務総合研究所受領同月23日）付けで処分庁に対して行われた「保護観察官専修科研修（H29～H23）における考査の問題及びその解説が記された文書全部。残存する限りで。」との開示請求について、処分庁が、法9条2項に基づき、平成30年3月26日付け法研企第25号「行政文書不開示決定通知書」をもって行った不開示決定（原処分1）に対して、審査請求がなされたものである。

処分庁は、原処分1における不開示理由を

ア 平成23年度から平成29年度までの「保護観察官専修科研修考査問題」については「請求に係る行政文書は、保存期間が満了しており保有していないため。」

イ 平成23年度から平成29年度までの「保護観察官専修科研修考査問題の解説が記載された文書全部」については「当該請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないため。」

としているところ、審査請求人は、例えば、平成29年の保護観察官専修科研修は同年11月から12月に実施されており、研修が終了してから3か月も経ていないにもかかわらず、法務総合研究所が請求文書を保

有していないことなどあり得ないとして審査請求を行っているため、以下、原処分1の理由と、原処分1の一部を変更することに至った経緯及び理由について説明する。

(2) 平成23年度から平成29年度までの「保護観察官専修科研修考試問題」について

ア 保護観察官専修科研修は、通常、毎年度11月頃から約40日間にわたって実施しており、直近では、平成29年11月8日(水)から同年12月15日(金)までの間で実施した。同研修期間中には、計5科目の考試を実施しており、同所研修第二部において、それぞれの科目の考試問題を作成した。作成した考試問題は、各科目の考試当日に研修員に各一部ずつ配布し、考試時間終了後、答案用紙とともに研修事務部門担当者が全て回収する扱いとなっている。

イ 法務総合研究所研修第二部の行う研修における考試問題は、保存期間が1年未満の文書とされている。これは、考試問題は研修の効果測定のために用いられるものであり、教官が答案を採点した上で成績を判定し、成績優秀者等に関する研修員の所属庁への通知を行った後は、研修員から成績等についての問合せ等の可能性のある一定の期間を過ぎれば、その年度の考試問題としては保存する必要性がなくなるためである。そのため、保存期間終了後は、その年度の考試問題は、研修事務部門においてこれを廃棄している。

ウ 本件開示請求への対応を検討するに当たり、諮問庁担当者が、本件開示請求に係る考試問題の同所における保管状況等を確認したところ、前記のとおり、考試問題は1年未満保存の行政文書と整理されていたことから、行政文書として保存されていた考試問題は既に廃棄済みであった。なお、後述するとおり、保護観察官専修科研修の考試問題は、毎年度、繰り返し同内容の基本的な問題を出題しているところ、各年度の考試問題を作成するに当たって考試担当教官が活用するため、個人的な手持ち資料(以下「手持ち資料」という。)として、平成26年度から平成29年度までの当該考試問題の写しが保存されているのが確認されたが、平成23年度から同25年度の当該考試問題は、個人的な手持ち資料としての写しも存在しなかった。

エ 原処分1においては、この平成26年度から平成29年度までの考試問題の写しは、個人的な手持ち資料として保有するものであって行政文書に該当しないとの判断から、平成23年度から平成29年度までの当該考試問題全てについて、不存在を理由とする不開示決定をしたものである。

オ 本件審査請求を受け、平成26年度から平成29年度までの当該考試問題の写しについて、その利用・保存状況等を精査の上、行政文書

としての該当性につき再度検討したところ、当該考試問題の写しは、考試問題を作成するに当たって考試担当教官が活用していたものと認められ、また、担当教官の個人用キャビネット等に置かれていたものではなく、研修事務担当者の執務する事務室の鍵付きキャビネットに保存され、かつ、研修事務担当の統括責任者がその鍵を保存していたものであり、これらの状況から考えれば、当該考試問題の写しも行政文書として認められるとの結論に達し、行政文書該当性に関する評価を変更することとした。

カ そこで、平成23年度から平成29年度の当該考試問題の原本については、1年未満保存文書として廃棄済みであるが、平成26年度から平成29年度の当該考試問題の写しについては、担当教官の個人的な手持ち資料ではなく、行政文書として存在するものとして、原処分1を変更することとした。すなわち、平成23年度から平成25年度の当該考試問題については不存在を理由とする不開示決定を維持するものの、平成26年度から平成29年度までの当該考試問題については原処分1を一部変更し、平成30年7月3日付け法研企第68号行政文書開示決定通知書により、一部開示決定（原処分2）を行ったものである。

キ なお、原処分2において、当該考試問題の一部を不開示としているところ、当該不開示部分の不開示理由は以下のとおりであり、いずれも妥当なものと認められる。

(ア) 当該考試問題は、若手保護観察官として必要な基礎的知識を問い、研修効果を測定するものであり、毎年度、形式的な修正を行うことはあるものの、既存の問題を活用して、繰り返し同内容の基本的な問題を出題している。そのため、仮に当該情報を公にし、これを研修参加予定者が知ることとなれば、将来の出題内容そのものが容易に推測され、研修員が試験問題対策のみ行って真摯に研修を受講しなくなることにより、研修効果の測定が困難となり、試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、研修運営事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条6号柱書き及びイに該当する。

(イ) 上記（ア）記載のとおり、研修効果の測定が困難となる結果、研修内容の知識や技能の定着状況を適切に反映した成績判定ができず、成績優秀者に対して実施している表彰、昇給等の対象者選定の妥当性を欠くこととなり、結果として、適正な人事管理に支障が生じるおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条6号二に該当する。

- (3) 「保護観察官専修科研修考試問題の解説が記載された文書全部」について

考試問題の解説が記載された文書については、教官が、各考試問題を解答するに当たり必要な知識や考え方等について、研修員に対し口頭で解説しており、文書の作成は行っておらず、また、諮問庁担当者において念のため確認したところ、手持ち資料としての保存等も行っていないため、法務総合研究所として作成又は取得していない。

- (4) 以上のとおり、本件開示請求趣旨のうち、平成23年度から平成29年度までの「保護観察官専修科研修考試問題」につき、平成26年度から平成29年度までの考試問題に関しては、法務総合研究所において対象となる行政文書を保有していたものとして、原処分2を行っているところ、一部不開示とした部分について、不開示理由は妥当なもの認められる。

また、平成23年度から平成25年度までの「保護観察官専修科研修考試問題」については1年未満保存文書として廃棄済みであり、「保護観察官専修科研修考試問題の解説が記載された文書全部」についてはこれらを作成又は取得しておらず、いずれも保有していないとして不開示決定を行った原処分1は妥当である。

## 2 理由説明書2（諮問第517号関係）

- (1) 原処分2について

本件は、審査請求人が平成30年2月22日（法務総合研究所受領同月23日）付けで処分庁に対して行った「保護観察官専修科研修（H29～H23）における考査の問題及びその解説が記された文書全部。残存する限りで。」との開示請求について、処分庁が、法9条2項に基づき、平成30年3月26日付け法研企第25号「行政文書不開示決定通知書」により不開示決定（原処分1）を行い、その後、原処分1を一部変更し、法9条1項に基づき、同年7月3日付け法研企第68号「行政文書開示決定通知書」により行った一部開示決定（原処分2）に対して、審査請求がなされたものである。

なお、審査請求人は、原処分1に対して、同年4月2日付けで審査請求をしており、法務省は、情報公開・個人情報保護審査会に対し、同年7月3日付け法務省秘公第31号により諮問している。

処分庁は、原処分2において、原処分1後に行政文書と判断した「保護観察官専修科研修考試問題の写し（平成26年度から平成29年度まで）」のうち、法5条に掲げる不開示情報に該当する情報が記録されている考試問題の一部を不開示とし、その余を開示することとし、不開示理由を

ア 「当該考試問題は、若手保護観察官として必要な基礎的知識を問い、

研修効果を測定するものであり、毎年度、形式的な修正を行うことはあるものの、既存の問題を活用して、繰り返し同内容の基本的な問題を出題している。そのため、仮に当該情報を公にし、これを研修参加予定者が知ることとなれば、将来の出題内容そのものが容易に推測され、研修員が試験問題対策のみ行って真摯に研修を受講しなくなることにより、研修効果の測定が困難となり、試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、研修運営事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条6号柱書き及び同号イに該当する。」

イ 上記ア記載のとおり、「研修効果の測定が困難となる結果、研修内容の知識や技能の定着状況を適切に反映した成績判定ができず、成績優秀者に対して実施している表彰、昇給等の対象者選定の妥当性を欠くこととなり、結果として、適正な人事管理に支障が生じるおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条6号二に該当する。」

(原文ママ)としたところ、審査請求人は、①保護観察官専修科研修考試問題の出題内容が推測されることは、職員間で情報伝授が行われることから、問題情報を不開示にしても無意味であること、②国家公務員法により職務専念義務を課された者が保護観察官専修科研修に参加するのだから、試験内容が予想できようができまいが、試験に関係あろうがなかろうが全力で真摯に研修を受けるものであり、研修を真摯に受けない等あり得ないこと、③再犯防止推進計画等が叫ばれている中、その一翼を担う保護観察官を対象とする研修の考試内容を公開することは、国民の更生保護への関心を高め、その意義を高め得ることであるから、考試問題を公開すべきであること、④でたらめな文書管理を行っているような役所の表彰・昇給等対象者選定など信用できないから、少しでも国民の目にさらされるよう考試問題を公開すべきであること、⑤基本的な内容ならば答えられてしかるべきであることから、試験対策がなされること自体は何等悪いことではなく、むしろ有意義であることなどを主張し、不開示部分の開示を求めていることから、以下、原処分2の理由について説明する。

## (2) 不開示情報該当性

ア これまでも明らかにしてきたとおり、保護観察官専修科研修は、補職して原則2年目の保護観察官に対して処分庁が毎年1回実施し、若手保護観察官として必要な基礎的知識が研修により定着したかどうかを測定する目的で考試を実施するとともに、その成績優秀者に対しては、処分庁による表彰及び人事院規則9-8第39条1号の昇給を行っているものである。このような保護観察官専修科研修の目的を達成

するため、考試の出題範囲及び難易度を基本的なものにする必要があることから、保護観察官専修科研修の考試においては、既存の問題を活用して、繰り返し同内容の基本的な問題を出題している。

仮に、保護観察官専修科研修の考試問題が公になり、保護観察官専修科研修に参加する研修員が事前に考試問題の情報を入手することが可能になれば、考試問題を分析し、出題範囲や出題時期を推測し、出題傾向ばかりか出題内容そのものを容易に推測できるだけでなく、正答の傾向も分析することとなる。これにより、本来研修によって習得すべき基本的な法令や制度の着実な理解をすることなく、高い正答率を得ることが可能となる。上記（１）イ②のように、研修員に職務専念義務があることは当然であるが、上記のとおり、考試の結果が昇給にも影響し得ることを考えれば、研修員が試験問題対策に傾注する可能性は否めない。そのため、保護観察官専修科研修の考試問題を開示しないことによって、研修員の真摯な受講態度を維持するとともに、考試による研修効果の適正な評価を可能にする必要性は高い。

また、上記（１）イ①や⑤のように、研修参加予定者と既に研修を受けた職員間で、考試内容に係る情報伝達がなされたり、考試の試験問題対策を行ったりすることはあり得るが、考試終了後に処分庁において研修員から全ての問題用紙等を回収する取扱いの下では、仮に研修員が考試終了後に記憶に頼って問題を復元しようとしても、到底正確なものとはならず、考試問題そのものが全部開示された状況とは異なるから、考試問題を一部不開示とする取扱いには、なおその必要性が認められる。

イ よって、本件不開示情報は、これを公にすることにより、研修運営事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法５条６号柱書き及びイに該当する。

また、研修効果の測定が困難となる結果、研修内容の知識や技能の定着状況を適切に反映した成績判定ができず、成績優秀者に対して実施している表彰、昇給等の対象者の選定の妥当性を欠くこととなり、結果として、適正な人事管理に支障が生じるおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法５条６号二に該当する。

### （３）結論

以上のとおり、当該考試問題について、その一部を不開示とした原処分２は妥当である。

## 第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- |   |            |                         |
|---|------------|-------------------------|
| ① | 平成30年7月3日  | 諮問の受理（諮問第279号）          |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書1を收受（同上）      |
| ③ | 同月17日      | 審議（同上）                  |
| ④ | 同年8月8日     | 審査請求人から意見書1及び資料を收受（同上）  |
| ⑤ | 同年10月15日   | 本件対象文書の見分及び審議（同上）       |
| ⑥ | 同年11月20日   | 諮問の受理（諮問第517号）          |
| ⑦ | 同日         | 諮問庁から理由説明書2を收受（同上）      |
| ⑧ | 同年12月7日    | 審議（同上）                  |
| ⑨ | 同月14日      | 審査請求人から意見書2及び資料を收受（同上）  |
| ⑩ | 同月21日      | 審議（諮問第279号）             |
| ⑪ | 平成31年3月22日 | 諮問第279号及び同第517号の併合並びに審議 |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求等について

(1) 本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

(2) 本件各諮問の経緯等について

処分庁は、本件請求文書を保有していないとして不開示とする原処分1を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分1の取消し及び本件請求文書に該当する文書を特定し、開示することを求めて審査請求1を行ったところ、処分庁は、法2条2項に規定する行政文書に該当しないとしていた本件対象文書につき、行政文書に該当するとし、これを本件請求文書に該当する文書として特定した上、その一部を法5条6号柱書き、イ及びニに該当するとして不開示とする、原処分1の一部変更決定である原処分2を行った。

その後、審査請求人は、原処分2について、その取消し及び不開示部分の開示を求めて審査請求2を行った。

(3) 上記(2)のとおり、審査請求人は、原処分を取り消し、本件請求文書に該当する文書を特定するとともに、原処分2において不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分1（ただし、原処分2により変更された部分を除く。）及び原処分2を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 「保護観察官専修科研修（H29～H23）における考査の問題」について

上記第3の1（2）アないしカのとおり。

イ 「保護観察官専修科研修（H29～H23）における考査の問題の解説が記載された文書全部」について

上記第3の1（3）のとおり。

(2) 上記（1）アについての検討

ア 本件対象文書の特定の妥当性等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 本件請求文書のうち「保護観察官専修科研修（H29～H23）における考査の問題」に該当する文書の探索の方法及び範囲について

「保護観察官専修科研修（H29～H23）における考査の問題」については、本件開示請求を受理した時点で、当該研修を運営している担当部署において、事務室内及び書庫内を目視で確認したほか、パソコン上の電子データを探索したところ、「保護観察官専修科研修（H29～H23）における考査の問題」のうち、平成26年度から平成29年度までの保護観察官専修科研修考試問題の写し及びその電子データが保存されていたのは確認したが、当時は、これらの考試問題の写し及びその電子データは、個人的な手持ち資料であり、行政文書に該当しないと整理していたため、「保護観察官専修科研修（H29～H23）における考査の問題」に該当する行政文書は存在していないと判断した。

なお、本件審査請求を受けて、念のため、再度、同範囲、同方法による探索を行ったが、上記平成26年度から平成29年度までの保護観察官専修科研修考試問題の写しを除き、「保護観察官専修科研修（H29～H23）における考査の問題」に該当する文書は存在していないことを確認した。

(イ) 本件対象文書に係る電子データの廃棄状況等について

a 考試問題の電子データの一般的な廃棄実施状況について

標記の電子データについては、成績結果通知のおおむね1か月経過時点以降、年度末頃までのいずれかの時点において廃棄する取扱いとしていた。

b 本件対象文書に係る電子データの廃棄実施状況について

開示請求があった時点では、①平成23年度から平成25年度までの考試問題の電子データは存在しておらず、②平成26年度

から平成29年度までの考試問題の電子データが保存されていたことが確認された。

ただ、当時は、②の電子データは行政文書ではないものと整理して、個人的な手持ち資料として取り扱っていたために、平成29年度の成績優秀者等の通知を終えた後、1か月程度経過した頃以降、同年度末までの間のいずれかの時点において②の電子データの削除作業がなされたものと考えられる（例年、この時期は共有フォルダ内の電子データを定期的に整理することから、整理のため不必要なものとして他の電子データと一緒に削除したと考えられる。）。

(ウ) 考試問題の保存期間について

考試問題は、開示請求時点において、法務省行政文書管理規則及び法務総合研究所研修第二部標準文書保存期間基準により、「職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯」及び「文書の管理等」との業務区分に該当せず、歴史公文書等にも該当しない文書として、保存期間が「事務処理上必要な1年未満」の文書として管理していた。

研修で実施する考試は、当該研修の効果を測定するために実施するものであり、他の資格試験等の考試とは異なり、研修実施機関において、考試答案の採点を終え、成績判定を行い、成績優秀者等に関する必要な通知を終えれば、保存を継続する必要性はなくなるものと整理していた。したがって、考試問題は、成績優秀者等に関する必要な通知を終え、成績結果に対する研修員本人からの問合せ等に要する一定の期間が経過した後、廃棄していた。

研修における考試は、他の資格試験等の試験問題及び答案とは異なり、当該研修の効果を測定するために実施するものであり、全科目の合計得点による成績判定が行われた後は、その判定結果が表彰や昇給の参考資料とされる。そして、考試の採点結果に基づく成績判定結果については、研修ごとに、各研修員の科目別考試の得点状況についての一覧形式の表が作成されており、考査・表彰・昇給に関する各種通知文書の決裁付属書類として3年保存されているため、仮に、研修員から人事院に対する苦情、不服申立て等がなされたとしても、成績判定結果の合理的な検証に必要な資料は保存しており、問題なく対応できる。したがって、考試問題そのものは、研修の企画、立案及び実施に関する重要な経緯が記された文書と同様の長期間の保存の必要性が認められないものと考えて、1年未満保存文書としてきたものである。

イ そこで検討すると、保護観察官専修科研修考試問題の保存期間は、

事務処理上必要な1年未満である旨の諮問庁の上記ア（ウ）の諮問庁の説明に関し、諮問庁から本件開示請求時点の法務省行政文書管理規則（平成23年法務省秘文訓第308号）及び同規則に基づく法務総合研究所第二部標準文書保存期間基準の提示を受け、当審査会においてこれを確認したところ、当該「法務総合研究所研修第二部標準文書保存期間基準」において、「職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯」及び「文書の管理等」等に対応する、保存期間が具体的に定められている「行政文書の具体例」に考試問題の記載がないと認められることからすると、保護観察官専修科研修考試問題につき、「職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯」及び「文書の管理等」との業務区分に該当せず、歴史公文書等にも該当しない文書として、保存期間が「事務処理上必要な1年未満」の文書として管理していた旨の諮問庁の説明は、保存期間に関する定め解釈と運用として不合理であるとまではいえない。

そして、考試の採点結果に基づく成績判定結果については、研修ごとに、各研修員の科目別考試の得点状況についての一覧形式の表が作成されており、考査・表彰・昇給に関する各種通知文書の決裁付属書類として3年保存されていて、成績判定結果の合理的な検証に必要な資料は保存されていることから、研修員からの人事評価等に関する不服申立て等への対応も含めて、問題なく対応できる旨の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はないことからすると、考試答案の採点を終え、成績判定を行い、成績優秀者等に関する必要な通知を終えれば、当該考試問題の保存を継続する必要性はなくなる旨の諮問庁の上記ア（ウ）の説明も、これを否定し難い。

そうすると、本件開示請求時点において、考試問題は、長期間の保存を継続するまでの必要性が認められないものと考えて1年未満の保存期間としてきた旨の諮問庁の説明については、処分庁がそのような方針で運用してきたことが不合理であるとまではいえないことから、保護観察官専修科研修考試問題に関しては、平成26年度から平成29年度までの保護観察官専修科研修考試問題の写しを除き、本件請求文書に該当する文書は、既に廃棄していて保有していない旨の諮問庁の説明も、首肯せざるを得ない。

さらに、上記ア（ア）の「保護観察官専修科研修（H29～H23）における考査の問題に該当する文書」の探索の範囲等についても、特段の問題があるとは認められない。

(3) 上記（1）イについての検討

考試時間終了後、研修生から考試問題を答案用紙とともに全て回収す

る扱いとなっている旨の上記第3の1(2)アの諮問庁の説明を覆すに足りる事情はないことに照らせば、研修生に「保護観察官専修科研修考試問題の解説」を文書で配布するなどの事情があるとも認められない。

そうすると、「保護観察官専修科研修考試問題の解説」については、教官が、各考試問題を解答するに当たり必要な知識や考え方等を研修員に対し口頭で解説しており、「保護観察官専修科研修考試問題の解説」に該当する文書を作成又は取得をしていない旨の上記第3の1(3)の諮問庁の説明についても、不自然、不合理な点はなく、首肯できる。

さらに、本件請求文書のうち「保護観察官専修科研修(H29~H23)における考査の問題の解説」に該当する文書の探索の方法及び範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記(2)ア(ア)で説明する「保護観察官専修科研修(H29~H23)における考査の問題」と同様の方法及び範囲により探索を行ったものの、対象となる文書は見つからなかったとのことであり、このような探索の範囲等についても、特段の問題があるとは認められない。

#### (4) 結論

したがって、法務総合研究所において、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分は、保護観察官専修科研修考試問題の出題の問題番号や回答の仕方等を記載した問題文の一部等を除いた出題内容部分であると認められる。

#### (1) 諮問庁の説明の要旨

上記第3の1(2)キ及び第3の2(2)のとおり。

#### (2) 検討

ア 平成26年度から平成29年度までの保護観察官専修科研修考試問題の出題内容に照らせば、当該考試問題は、若手保護観察官として必要な基礎的知識を問い、研修効果を測定するものであり、毎年度、形式的な修正を行うことはあるものの、既存の問題を活用して、繰り返し同内容の基本的な問題を出題している旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

また、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、開示部分と不開示部分の整理に当たっては、将来の出題内容を推測させるものかどうかを基準としているとのことであり、一部開示した部分(穴埋め式・選択式・正誤を問う形式の出題の設問部分、問題番号、注意書等)は、それ自体が将来の出題内容を推測させ、研修員が特定範囲のみの試験対策を行って真摯に研修を受講しなくなる弊害を生じさせるものとまではいい難いことから、開示したものであるが、これ

に対し、設問の冒頭部分以外の穴埋め式・選択式・正誤を問う形式の設問部分の箇所は、不開示とした設問の根幹部分が記載されている部分と一体となって設問を構成しており、これを容易に区分して除くことができないことから、全体として不開示としたものであるとのことであった。

イ この点、設問の冒頭部分の穴埋め式・選択式・正誤を問う形式の出題の設問部分については、基本的に文単位で開示（おおむね一文を単位として文全体を開示）をしていると認められることから、設問の冒頭部分以外の設問の根幹部分が記載されている部分と一体となって設問を構成しており、これを容易に区分して除くことができず、全体として不開示とした旨の諮問庁の上記の説明については、これが不合理な取扱いであるとはいえず、したがって、設問の冒頭部分以外の設問の根幹部分が記載されている部分と一体となって設問を構成している部分（別紙の3に掲げる部分を除く不開示部分）について、諮問庁が上記の説明のとおり不開示情報該当性を判断したことは、是認できる。

そして、設問の冒頭部分以外の設問の根幹部分に係る不開示部分の記載内容に照らし、これを公にすると、将来の当該考試問題の出題内容そのものが容易に推測され、研修員が試験問題対策のみ行って真摯に研修を受講しなくなることにより、研修運営事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明も、首肯できる。

したがって、別紙の3に掲げる部分を除く不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同号イ及びニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、別紙の3に掲げる部分についてみると、当該部分は、独立した一文であって、設問の根幹部分が記載されている部分と容易に区分できるものと認められ、設問の根幹部分が記載されている部分と一体となって設問を構成しているものとはいえない。

そうすると、これを公にしても、それ自体が将来の出題内容を推測させ、研修員が特定範囲のみの試験対策を行って真摯に研修を受講しなくなる弊害を生じさせるものとは認められないから、保護観察官専修科研修における考試に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする等のおそれや、研修運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書き、イ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件については、原処分1時において、本件開示請求の対象となる行政文書の利用・保存状況等の確認を適切に行っていれば、当該行政文書の行政文書該当性を確認できたはずであるから、処分庁の原処分1時の対応は、不適切といわざるを得ない。

処分庁においては、今後、開示決定等の対象となる行政文書の特定に当たって、十分に確認を行うことが望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号柱書き、イ及びニに該当するとして不開示とした決定については、法務総合研究所において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同号イ及びニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同号柱書き、イ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

### 1 本件請求文書

保護観察官専修科研修（H29～H23）における考査の問題及びその解説が記された文書全部。残存する限りで。

### 2 処分庁が原処分2により特定した文書（本件対象文書）

保護観察官専修科研修考試問題の写し（平成26年度から平成29年度まで）

### 3 開示すべき部分

文書名	開示すべき部分
保護観察官専修科研修考試問題の写し（平成26年度）	科目名「保護観察各説」の2枚目16行目32文字目から17行目まで

（注）1 行数については、空白行及び罫線のみ行がある場合は、当該空白行等は行数に数えない。

2 文字数については、句読点は1文字と数え、空白は数えない。